

株式譲渡、事業譲渡、会社分割の選択

	株式譲渡	事業譲渡	会社分割
取引対象	株式(会社全体)	事業の全部または一部	
潜在債務	引き継ぐ	基本的に引き継がない	引き継ぐ可能性ある
取引契約、資産負債の移転手続	不要	必要 ✓ 契約巻き直し or 契約の移転同意、不動産所有権移転登記など	不要 ✓ 不動産所有権移転登記は必要 ✓ 債権者保護手続が必要
労働契約の移転手続	不要	必要 ✓ 従業員の個別の同意が必要。売主企業を退職し、買主企業に入社という形式となる。 ✓ 退職所得計算上の勤続年数について、買主側で勤続年数を引き継ぐことは可能	不要 ✓ 労働契約承継法の適用を受け、労働者との協議が必要
許認可	引き継ぐ	引き継がない	許認可の種類によって取り扱いが異なる
税金	[所得税・法人税(地方税含む)] (個人売主)株式譲渡所得に約20%の課税(分離課税) (法人売主)譲渡益に約30~34%の課税 [消費税] (売主)譲渡対価の5%が課税売上割合計算で非課税売上となり、仕入税額控除が減少する可能性高い	[所得税・法人税] (個人売主)不動産は譲渡所得(分離課税)、その他固定資産は譲渡所得(総合課税)、棚卸資産は事業所得 (法人売主)譲渡益に約30~34%の課税 (法人買主)資産調整勘定(税務のれん)を認識し5年で償却。取得原価の各資産への時価による配分が必要 [消費税] (売主)譲渡資産ごとに異なるが、基本的に課税売上となる(土地の譲渡は非課税売上)	[所得税・法人税] (個人売主)会社分割不可 (法人売主)譲渡益に約30~34%の課税 (法人買主)資産調整勘定(税務のれん)を認識し5年で償却。取得原価の各資産への時価による配分が必要 [消費税] (売主)不課税売上(課税売上割合に影響しない) [不動産取得税] 非課税措置あり
意思決定手続	取締役会決議	(売主)原則、株主総会特別決議(譲渡対象簿価が総資産の1/5以下の場合は取締役会決議で足りる) (買主)原則、取締役会決議(事業の全部譲受の場合は株主総会特別決議)	(売主)原則、株主総会特別決議(簡易分割、略式分割の規定で取締役会で足りる場合あり) (買主)原則、株主総会特別決議(簡易分割の規定で取締役会で足りる場合あり)
選択のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株式の譲渡であるため、手続が簡易 ✓ 売主が個人の場合には税率が低い ✓ 潜在債務を引き継ぐため、買収前の調査が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 契約、資産負債の承継に個別の移転手続が必要となり、取引が煩雑となる場合がある ✓ 譲渡対象を特定でき、潜在債務の遮断可能 ✓ 売主が単一法人で複数事業を行っている場合に、単一事業の譲渡が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 契約、資産負債が包括承継され、個別の移転手続が不要となるため、網羅的に承継可能 ✓ 譲渡対象を特定できる ✓ 税制優遇措置がある ✓ 債権者保護手続、労働契約承継法手続のための時間が必要